

令和 5 年度 第 2 回幕別町障害者福祉計画策定委員会

日 時 令和 5 年 11 月 24 日（金）午後 6 時 30 分
場 所 幕別町役場 2 階 2-A・B 会議室

【会議次第】

1 開会

2 挨拶

3 協議・報告事項

1) 障がい福祉計画及び障害児福祉計画策定に係るアンケート調査の結果について 資料 1-1、1-2

2) 「まくべつ障がい者福祉プラン 2021（改訂版）（案）」について

資料 2

3) 今後のスケジュールについて

4 その他

5 閉会

幕別町障害者福祉計画策定委員名簿

任期 令和4年8月21日～令和6年8月20日（2年間）

所 属	氏 名
幕別町社会福祉協議会会長	たかはし ひらあき 高橋 平明
幕別町教育委員	お び かずひこ 小尾 一彦
幕別町医師	かげやま みちてる 景山 倫照
知的障害者相談員	さとう けいこ 佐藤 恵子
身体障害者相談員	さとう ふみこ 佐藤 文子
幕別町障害者（児）団体連絡協議会会長	みやざわ きよし 宮澤 清志
幕別町自立支援協議会会長	かんの せつこ 菅野 節子
人権擁護委員	あかいし ゆうげん 赤石 裕元
町民公募委員	もりわき としたか 森脇 俊隆
	むらかみ たかのり 村上 隆紀
	う さ み じゅんいち 宇佐美 純一
	ほり ひろこ 堀 浩子

事務局名簿

所 属	氏 名
保健福祉部長	檜木 良美
保健福祉部福祉課長	亀田 貴仁
保健福祉部福祉課障がい福祉係長	塚本 真敏
保健福祉部福祉課障がい福祉係主査	居城 和樹
保健福祉部福祉課障がい福祉係主事補	浅田 あおい
忠類総合支所保健福祉課長	高橋 宏邦
忠類総合支所保健福祉課福祉係長	菅原 隆行

○幕別町障害者福祉計画策定委員会条例（平成12年条例第59号）

（設置）

第1条 幕別町の障害者が可能な限り地域の中で、安心して暮らすことのできるまちづくりの指針となる幕別町障害者福祉計画の策定を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、幕別町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- （1） 障害者に対する総合的な施策の推進についての調査・研究に関すること。
- （2） 障害者福祉計画の策定に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、障害者団体の代表者、障害者福祉に関し識見を有する者及び町民から公募した者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(忠類村の編入に伴う経過措置)
- 2 忠類村の編入の日（以下「編入日」という。）から平成20年8月20日までの間に限り、委員会の委員の数については、第3条第1項の規定にかかわらず、15人以内とする。
- 3 編入日以後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成18年8月20日までとする。

附 則（平成17年9月26日条例第88号）

この条例は、平成18年2月6日から施行する。

附 則（平成18年3月10日条例第7号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日条例第38号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月21日条例第1号抄）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。